

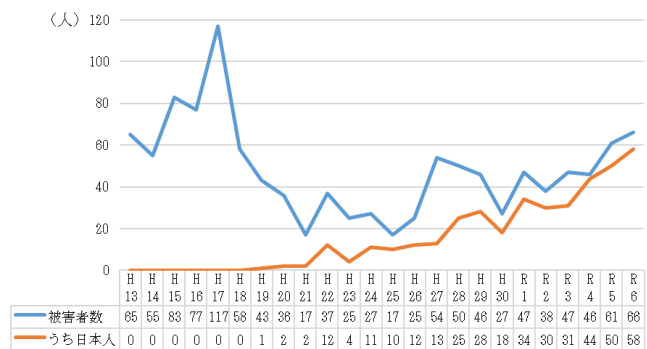
刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案〔人身売買厳罰化法案〕 概要

背景・趣旨

○平成 17 年の刑法改正により、当時処罰の対象となっていなかった、人身売買（対価の授受を伴って人身を引き渡す行為）について罰則を創設・整備。

○しかし、現在もなお、人身売買等の人身取引が数多く発生しており、近年は被害者数も増加傾向にある（右図）。
とりわけ、多くの児童がわいせつ目的の人身取引の被害者となっている。

【図】人身取引事犯の被害者数の推移(H13～R6)



出典：人身取引対策推進会議「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）」（R7.8.26）

⇒加害者を適正に処罰し、人身売買の発生を抑止するため、人身売買罪等の法定刑を引き上げる必要がある。

改正の概要

◎人身売買罪・児童買春等目的人身売買罪の法定刑の引上げ

○刑法（226 条の 2）の改正

- ・人身買受け 3 月以上 5 年以下の拘禁刑 ⇒ 6 月以上 7 年以下の拘禁刑
- ・未成年者買受け 3 月以上 7 年以下の拘禁刑 ⇒ 6 月以上 10 年以下の拘禁刑
- ・営利目的等人身買受け・人身売渡し 1 年以上 10 年以下の拘禁刑 ⇒ 2 年以上 15 年以下の拘禁刑
- ・所在国外移送目的人身売買 2 年以上の有期拘禁刑 ⇒ 3 年以上の有期拘禁刑

○児童買春・児童ポルノ禁止法（8 条 1 項）の改正

- ・児童買春等目的人身売買 1 年以上 10 年以下の拘禁刑 ⇒ 2 年以上 15 年以下の拘禁刑